財政事情説明書

令和６年６月１日　公表

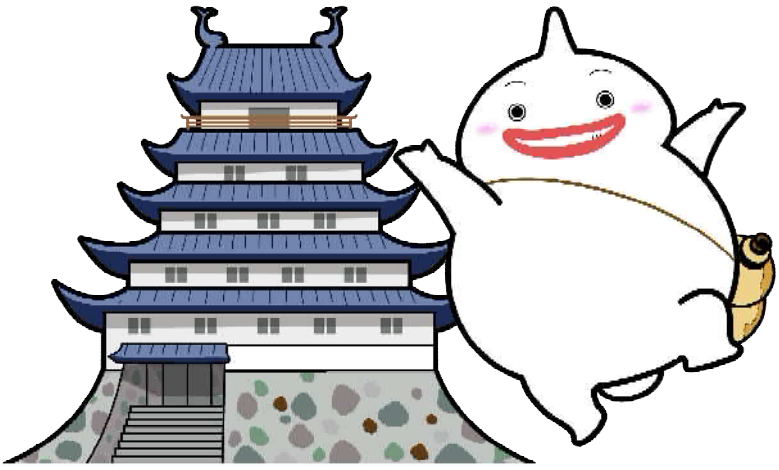

長崎県島原市

SHIMABARA　CITY

島原市の財政

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第１項及び島原市財政状況の公表に関する条例（昭和３９年島原市条例第３３号）第２条第１項の規定により、本市の財政状況を次のとおり公表する。

令和６年６月１日

島原市長　古川　隆三郎

はじめに

行財政運営の推進に当たっては、市民の皆様に本市の財政状況等についてご理解をいただくことが不可欠であり、そのためにも財政に関する情報を公表し、市民の皆様と情報を共有することが大切であるとの考えから、年２回、財政事情説明書を公表しております。

今回は、令和５年度の最終予算及び令和６年３月３１日現在の執行状況について説明いたします。

今後とも市民皆様に、より見やすく分かりやすいものとなるよう努めてまいりますので、市政への関心を高めていただき、より一層のご協力を賜りますようお願いします。

目　　次

1 会計区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 令和５年度 最終予算及び執行状況について・・・・・・・・・・・・ 2

3 財産・市債・一時借入金の状況について・・・・・・・・・・・・・・ 5

（目的別、借入先別市債残高の状況）

4 令和５年度 市民負担の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

（１）市税の税目毎賦課徴収状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

（２）市税と市債の市民1人当たり及び1世帯当たりの負担状況・・・・・・ 7

5 歳入科目解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

6 歳出科目解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

1　会計区分

地方公共団体の会計は、「一般会計」、「特別会計」の２つに区分されます。

一般会計

一般会計は、市税や地方交付税などを主な財源として、福祉や教育の充実、各種産業の活性化や道路などの基盤整備といった行政運営の基本的な経費が計上されます。

特別会計

特別会計は、特定の収入でもって特定の支出にあてて、一般会計とは区分して経理を行う必要がある場合に設置されるもので、本市では、法令や条例に基づき下記の通り設置しています。

１）法令により設置が義務付けられているもの

- 国民健康保険事業特別会計
- 後期高齢者医療特別会計

２）市条例により設置しているもの

- 温泉給湯事業特別会計

2　令和５年度 最終予算及び執行状況について

令和５年度予算について、最終予算及び令和６年３月３１日までの予算の執行状況について説明します。

一般会計の当初予算は241億6,400万円でしたが、その後補正により32億7,989万5千円の増額を行い、予算総額は274億4,389万5千円となりました。

以下、図表により説明します。

【 一般会計 最終予算額　274億4，389万5千円 】

歳入：財源別構成

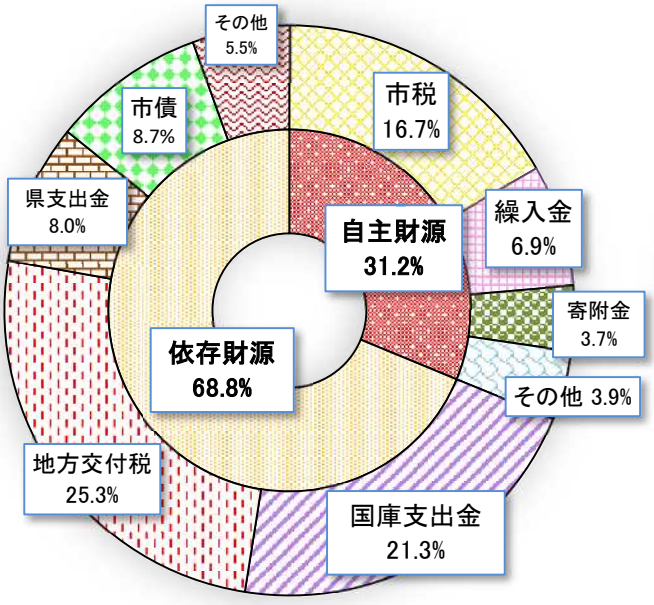

歳出：性質別構成

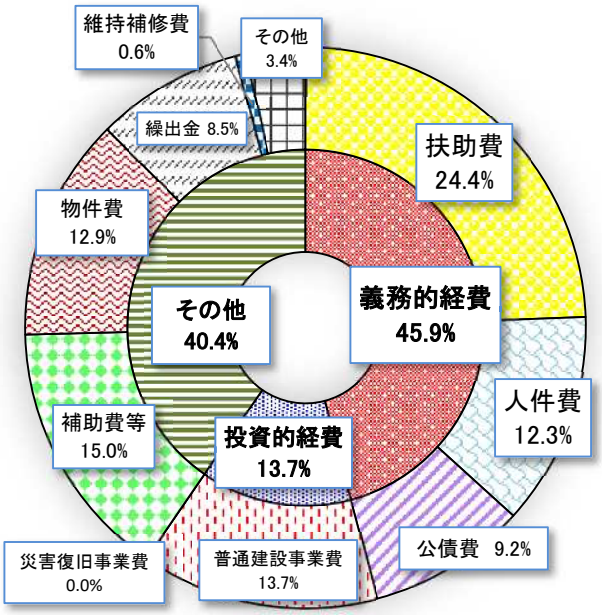

（注）比率の表示は、表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計とは一致しない場合があります。

【令和５年度一般会計最終予算】

（単位：千円）

	款	当初予算額	補正額	計
歳入	1 市税	4,581,021	0	4,581,021
	2 地方譲与税	167,598	0	167,598
	3 利子割交付金	2,000	0	2,000
	4 配当割交付金	10,000	0	10,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	13,000	0	13,000
	6 法人事業税交付金	14,000	0	14,000
	7 地方消費税交付金	1,040,000	0	1,040,000
	8 環境性能割交付金	8,500	0	8,500
	9 地方特例交付金	10,000	0	10,000
	10 地方交付税	6,450,000	468,929	6,918,929
	11 交通安全対策特別交付金	6,000	0	6,000
	12 分担金及び負担金	56,185	0	56,185
	13 使用料及び手数料	308,610	1,600	310,210
	14 国庫支出金	4,386,488	1,458,445	5,844,933
	15 県支出金	2,157,816	50,943	2,208,759
	16 財産収入	46,011	36,519	82,530
	17 寄附金	1,001,007	5,519	1,006,526
	18 繰入金	2,299,420	△ 409,695	1,889,725
	19 繰越金	1	610,302	610,303
	20 諸収入	256,543	26,509	283,052
	21 市債	1,349,800	1,030,824	2,380,624
	歳入合計	24,164,000	3,279,895	27,443,895

	款	当初予算額	補正額	計
歳出	1 議会費	209,489	△ 1,068	208,421
	2 総務費	3,204,535	519,355	3,723,890
	3 民生費	9,693,394	1,259,665	10,953,059
	4 衛生費	2,124,318	40,189	2,164,507
	5 労働費	14,914	0	14,914
	6 農林水産業費	801,303	236,124	1,037,427
	7 商工費	654,415	117,453	771,868
	8 土木費	2,479,635	△ 81,672	2,397,963
	9 消防費	666,848	99	666,947
	10 教育費	1,766,638	1,182,000	2,948,638
	11 災害復旧費	9	7,750	7,759
	12 公債費	2,528,500	0	2,528,500
	13 諸支出金	2	0	2
	14 予備費	20,000	0	20,000
	歳出合計	24,164,000	3,279,895	27,443,895

【令和５年度特別会計最終予算】

（単位：千円）

会計別	当初予算額	補正額	計
国民健康保険事業	6,514,635	177,495	6,692,130
温泉給湯事業	142,795	△ 1,378	141,417
後期高齢者医療	718,864	0	718,864
合計	7,376,294	176,117	7,552,411

【令和５年度 一般会計予算の執行状況】

〈 歳　　入 〉　　（単位：百万円）

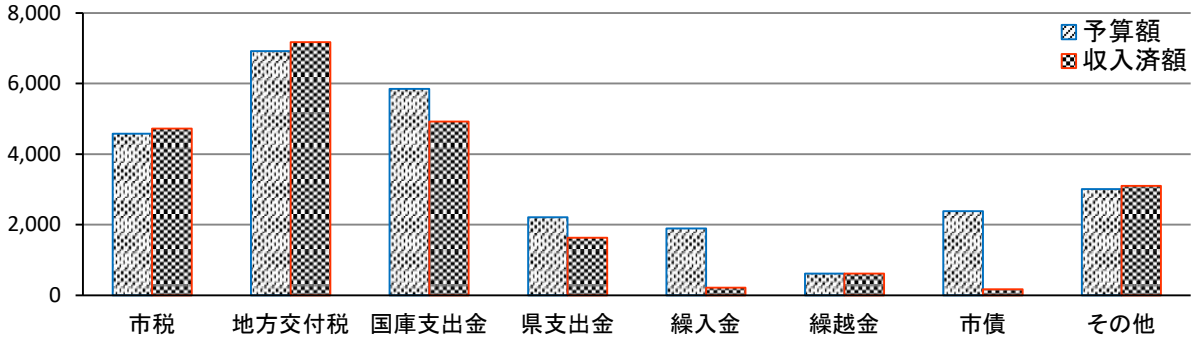

〈 歳　　出 〉　　（単位：百万円）

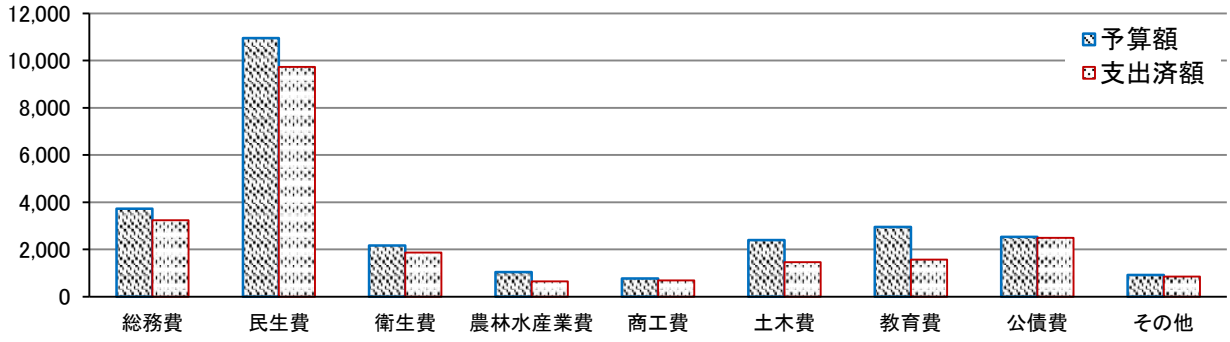

【令和５年度 特別会計予算の執行状況】

（単位：百万円）

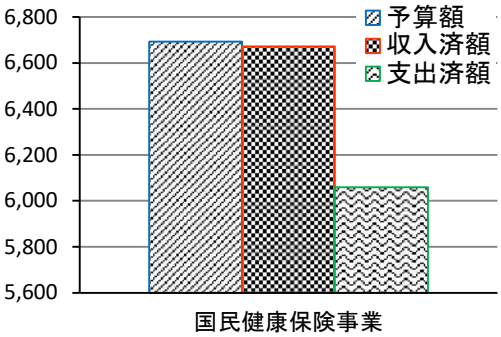

国民健康保険事業

（単位：百万円）

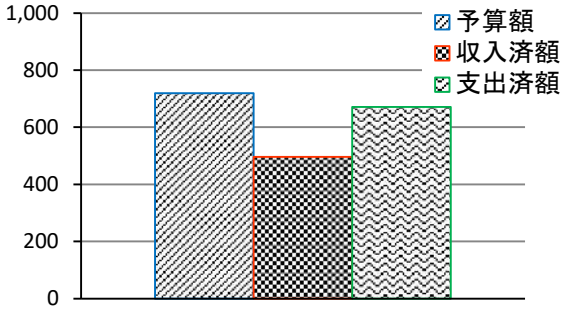

後期高齢者医療

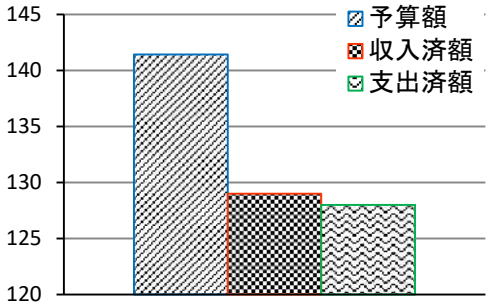

温泉給湯事業

3　財産・市債・一時借入金の状況について

（令和６年３月３１日現在）

（１）　財　　産

土　　地	3,090,762㎡	出資による権利	264,066 千円
建　　物	236,391㎡	有　価　証　券	72,645 千円
		基　　金	9,031,166 千円

（２）　市　　債

【目的別現債高の状況】　　（単位：千円）

区　　分	令和６年３月３１日　現在	
	現債高	構成率
一　般　会　計	20,848,121	99.4%
1　普　通　債	11,388,348	54.3%
(1)　総　務	576,123	2.7%
(2)　民　生	946,616	4.5%
(3)　衛　生	1,924,178	9.2%
(4)　農　林　水　産	814,615	3.9%
(5)　商　工	363,653	1.7%
(6)　土　木	3,737,929	17.8%
(7)　消　防	307,230	1.5%
(8)　教　育	2,718,004	13.0%
2　災　害　復　旧　債	2,960,310	14.1%
(1)　土　木	11,102	0.1%
(2)　農　林	4,921	0.0%
(3)　そ　の　他	2,944,287	14.0%
3　そ　の　他	6,499,463	31.0%
(1)　住民税等減税補てん債	14,647	0.1%
(3)　減収補てん債	72,114	0.3%
(2)　臨時財政対策債	6,412,702	30.6%
特　別　会　計	126,347	0.6%
温　泉　給　湯　事　業	126,347	0.6%
合　　計	20,974,468	100.0%

（単位：千円）

R5．9．30	R5．10．1 ～R6．3．31	R5．10．1 ～R6．3．31	R6．3．31
現債高	借入額	償還額	現債高
21,685,349	553,524	1,264,405	20,974,468

令和６年３月３１日の市債現債高は２０９億７，４４６万８千円となっており、前年同時期の令和５年３月３１日と比較する１９億７，３５１万４千円（9.41%）減となりました。

（注）比率の表示は、表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計とは一致しない場合があります。

【 借入先別現債高の状況 】

［ 一 般 会 計 ］

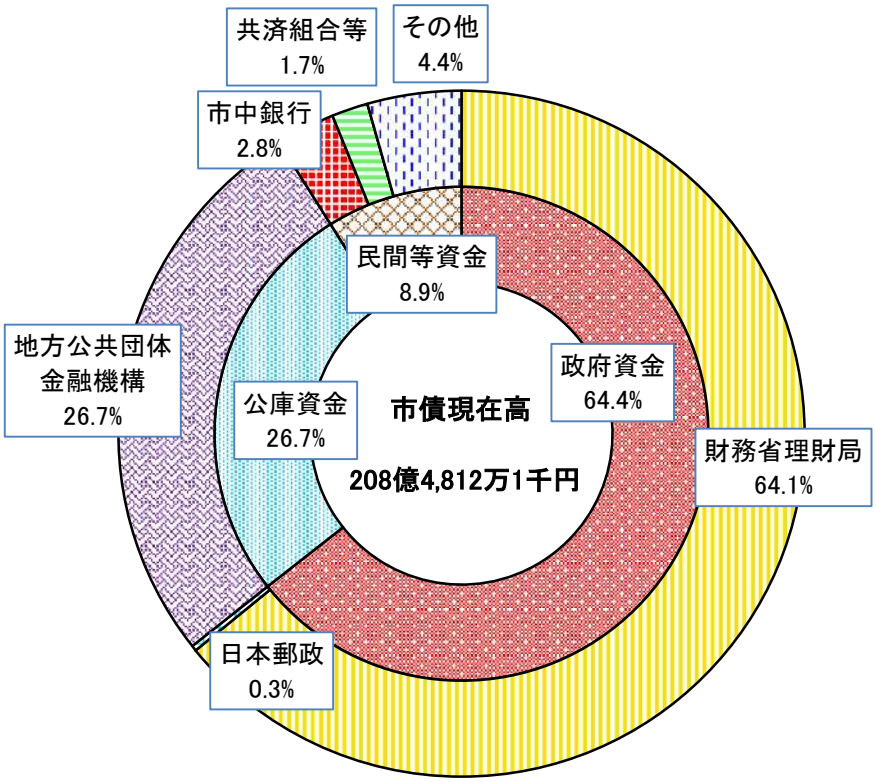

［ 特 別 会 計 ］

温泉給湯事業

借　入　先	市債現在高	構成比
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	126,347千円	100.0%

（3） 一 時 借 入 金　　なし

（注）比率の表示は、表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計とは一致しない場合があります。

4　令和５年度 市民負担の状況

令和６年３月３１日現在の市税や借入金など市民負担の状況は次のとおりです。

（1） 市税の税目毎賦課徴収状況

（単位 ： 千円、%）

税目	予算額	調定額 (A)	構成比	収入済額 (B)	未収入額 （A）－（B）
市民税	1,679,770	1,769,100	36.9	1,676,284	92,816
個人	1,462,519	1,524,911	31.8	1,434,163	90,748
法人	217,251	244,189	5.1	242,121	2,068
固定資産	2,030,770	2,131,183	44.5	2,096,040	35,143
固定資産税	2,021,410	2,121,956	44.3	2,086,813	35,143
国有資産等所在市町村交付金	9,360	9,227	0.2	9,227	0
軽自動車税	190,632	195,717	4.1	191,575	4,142
市たばこ税	325,338	352,202	7.4	325,047	27,155
入湯税	17,050	16,718	0.4	16,653	65
都市計画税	313,092	324,665	6.8	318,735	5,930
計	4,556,652	4,789,585	100	4,624,334	165,251
滞納繰越分	24,369	236,760	-	25,845	210,915
総計	4,581,021	5,026,345	-	4,650,179	376,166

（2） 市税と市債の市民1人当たり及び1世帯当たりの負担状況

市債（借入金）は、市税のように市民の直接的な負担ではなく、市の収入の中から年々償還している間接的な負担です。

区分	総額 千円	1人当たり 円	1世帯当たり 円
市税	4,167,249	98,837	210,659
市債	20,848,121	494,465	1,053,893
合計	25,015,370	593,302	1,264,552

（注）・人口４２，１６３人、世帯数１９，７８２世帯　（令和６年３月３１日現在）
・市税は個人市民税・固定資産税（交付金・納付金は除く）・軽自動車税・ 都市計画税の調定額で、滞納繰越分を除いて計上。
・市債は一般会計分を計上。

（注）比率の表示は、表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計とは一致しない場合があります

用語解説：歳入科目

歳入科目名	内　　容
地方消費税交付金	消費税１０％のうち２.２％分を財源として、その一部を県が人口など一定の基準により市に対し交付するものです。
環境性能割交付金	普通自動車の取得時に環境性能に応じて賦課される自動車税環境性能割を、市町村道の延長・面積等一定の基準により県が市町村に対して交付するものです。
地方特例交付金	税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅ローン控除額を市民税から控除することになったことに伴い生じる減収を補てんするため交付されるものです。
地方交付税	市町村によって生じている税収入の格差を是正し、一定の行政水準を保つために国から交付される交付金です。国税３税（所得税、酒税、法人税）に消費税、地方法人税を加えた５税が原資となっています。 市町村が標準的な行政を行うために財源を保障するための「普通交付税」と各市町村の特殊事情によって生じた財政需要を補うための「特別交付税」があります。
交通安全対策特別交付金	道路交通法に定める反則金を財源として、道路交通安全施設（道路照明灯、カーブミラー等）の設置及び管理に要する経費に充てるために、交通事故件数などを基準に国が市に対して交付するものです。
分担金及び負担金	市が行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するものです。保育所の保育料などが該当します。
使用料及び手数料	市が所有し、または管理している施設の利用や特定の人のために行う行政サービスの対価として徴収するものです。公共施設の使用料や住民票の写しの交付手数料等が該当し、その施設の維持管理や行政サービスを行うための財源となります。
国庫支出金	国と市の行う事業の経費負担区分に基づいて、国が市に対して支出するものです。負担金、委託費、特定の施設の奨励または財政援助のための補助金などがあります。
県支出金	市が行う事業に対しての交付です。県自らの施策として単独で交付するものと、県が国庫支出金を経費の全部または一部として交付するもの（間接補助金）があります。
財産収入	市が有する財産などの貸付けによって生じる対価や基金の運用による利息等の財産運用収入と、公共用地の売払収入があります。
寄附金	市に対する民法上の金銭の無償譲渡です。使途を特定しない一般寄附金と使途を特定した指定寄附金とがあります。
繰入金	一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をするものです。他の会計や基金から資金が移される場合を「繰入」、移す場合を「繰出」といいます。
繰越金	前年度の決算で生じた余剰金を、翌年度の歳入に編入するときの収入です。
諸収入	収入の性質により、他のどの収入科目に含まれない収入をまとめたものです。延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。
市債	市が道路整備や学校建設などの事業を行うにあたり、財源が不足する場合、特に一時に多額の資金を必要とするときに、外部（財政融資資金・地方公共団体金融機構・銀行など）から資金を調達するもので、長期的な借入金です。また、地方債を発行することを「起債」といいます。

用語解説：歳出科目（目的別）

歳出科目名	内容
労働費	勤労者のための各種施設の設置・管理にかかる経費です。
農林水産業費	農業や水産業など、第一次産業の振興にかかる経費です。
商工費	商工業の振興や企業誘致、観光の振興にかかる経費です。
土木費	道路や公園の整備、都市計画、公営住宅などにかかる経費です。
消防費	消防や火災予防などをはじめ災害対策にかかる経費で、消防・救急活動については、消防団のほか広域市町村圏組合による共同運営で行っています。
教育費	小・中学校教育、公民館や図書館の管理・運営、生涯学習の推進、文化・スポーツの振興等などに係る経費です。
災害復旧費	大雨や暴風、地震などの自然災害により被災した施設の復旧にかかる経費です。
公債費	事業執行の財源として借り入れた市債や一時借入金の元金・利子の償還にかかる経費です。
諸支出金	他のどの支出科目にも目的が該当しない科目で、土地や建物などの取得にかかる経費です。
予備費	緊急を要する場合など、予算外の支出に充てるため使途を特定しないで計上する経費です。

用語解説：歳出科目（性質別）

歳出科目名		内容
義務的経費	歳出経費のうち、法令或いは性質上その支出が義務付けられ任意に削減できない固定的な経費をいい、歳出総額に占める割合が高くなるほど、財政の硬直化が進んでいることを示します。	
	人件費	職員給与、会計年度任用職員報酬、議員報酬、共済組合等への負担金などの経費です。
	扶助費	生活保護法や児童福祉法等の法令や条例に基づき被扶助者へお金や物品を提供する経費で、生活保護費や児童手当、医療費助成、就学援助などがあります。
	公債費	市が借り入れた市債の元利償還金や一時借入金の利子支払いにかかる経費です。
投資的経費		その支出が資本の形成に向けられ、施設などが将来に残るものに対して支出されるものをいい、道路や橋、公園の整備、学校や公営住宅などの公共用施設の新増設にかかる経費である普通建設事業費や災害復旧事業費が該当します。
その他の経費	物件費	消耗品費や光熱水費等の需用費、通信運搬費や手数料等の役務費、委託料など、市の経費のうち消費的な経費の総称です。
	維持補修費	市が管理する公共施設の活用を保全するための経費です。 （建物の大規模改修等は普通建設事業費に、備品等の修繕費は物件費に区分）
	補助費等	他の地方公共団体や民間に対して、行政上の目的により支出される経費で、団体に対する負担金や補助金、講師謝礼等の報償金、保険料、公営企業への繰出金等があります。
	積立金	財政運営を計画的にするため、または将来の収支不足に備えるための基金や特定の目的のために設けられた基金などに積み立てるための経費です。

令和６年６月1日公表

財政事情説明書　長崎県島原市